

取

一 後家五六三号

第一復員官署(合)地方自治部(一)編

昭和二十一年三月以前の留守宅渡の追給について

昭和二十一年十一月十三日

第一復員局 文書課長 美山 要藏

昭和十八年三月以降留守宅渡すべき俸給及び賞與のみに就て在外者給與規程第四條(註)三により精算整理してゐなかつた進級昇級等に伴ふ追給に關し在外者給與規程第三條(註)に留守宅渡実施要領第九條に拘らず左記に據り実施することと定められたから命により通牒する

左記

一 俸給

- 一 軍人に就ては留守宅渡に係る階級と實際の階級との差額を在外者給與規程別表第一其の一により進級昇級の各段階に應じ計算した額
- 二 軍屬に就ては留守宅渡に係る給額と實際に昇給した給額との差額を同じく昇給の各段階に應じ別表第二其の二により計算した額

二 賞與

昭和二十一年八月までの分に就き前號の要領で計算した俸給の差額に対し同規程別表第四

の率を乗じて得たる額中留守宅渡すべき額

三 前二輩の追給は本人帰還後本人の請求を俟つて実施することを原則とするが既帰還者に就いては再訪部に於て判明し得る限り本人の請求の有無に拘らず処理する又本人未帰還者の場合留守宅の請求及び再訪部の有する資料により実施し得るものは処理して其支ない

四 死亡者にかしては適確な資料の存するとのに限り遺族又は親族からの請求により支給する

五 復讐時の進級及び死亡の際の進級昇級及び補給金受給者の分に就ては追給整理は実施しない

六 特別送金部隊所属のものであつて留守宅渡を実施してゐなかつたものにかしては當該期間に限り本通牒による追給整理は実施しない

七 本通牒による支費科目は留守宅渡金(節)とし支拂は全額封鎖拂とする

八 本件の処理は必ず昭和二十二年三月末日迄に完了することを要する  
昭和二十二年四月以降は別に研究する

0875

九 昭和三十一年四月以降に留守宅渡実施要領第五条の調査にとづき実施した留守宅渡についてと本人帰還後進級昇級の差額追給を要するものがあるときは前各號によつて処理

す。

十 各市訪部長は右による追給実施の準備状況及び所要豫算額に就き十二月末までに実施の状況に就ては毎月分を翌月十日までに第一復員局経理部長に通報することを要する。

吉方商

山形丁

山形市

直接調査済みなり

0876